

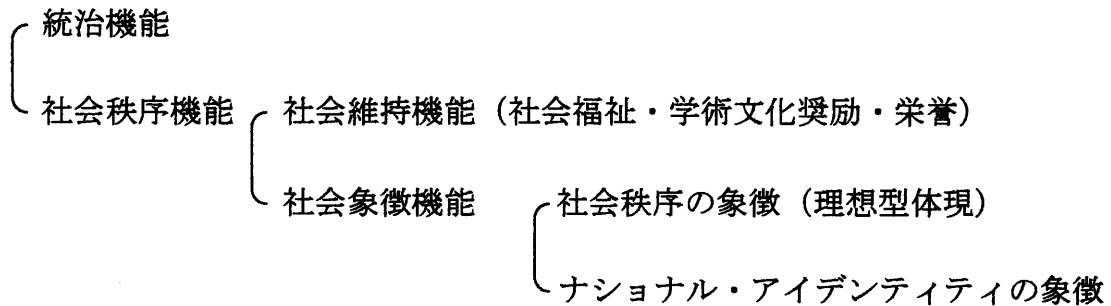
平成17年6月8日

近代日本における天皇・皇室

神戸大学副学長 鈴木正幸

序

1. 近代日本における天皇・皇室の役割



2. 帝国憲法体制における二つの国体論 (天皇統治の正当性論)

1) 「シラス」国体論とその問題点

- ①井上毅の「シラス」国体論とその必要性
- ②大日本帝国憲法の天皇統治論
- ③皇室財産設定問題
- ④神祇院設置問題と教育勅語 —井上毅の「社会上の君主」—

2) 家秩序的国体論

- ①家秩序的国体論興隆の条件
- ②家秩序的国体論の典型としての高山林次郎 (樗牛) と井上哲次郎

3. 「家」社会と天皇・皇室

1) 伊藤博文の「皇室＝機軸」論と福沢諭吉の「帝室論」

2) 「家」社会と「家」のあり方

- ①「家」の広がり
- ②経営体としての「家」とあるべき家督相続

3) 「家」の理想型

- ①「皇室典範」に体现された理想的「家」
- ②「臨時法制審議会」の醇風美俗論

4. 第一次大戦後の社会と皇室

結び

平成17年6月8日

〈史料〉 近代日本に於ける天皇・皇室

神戸大学副学長 鈴木正幸

1. 井上毅「古言」(明治22年2月)

古事記に建御雷神を下し玉ひて大国主神に問へらくの条に、
いましがうしはけるあしはらなかつくには、すめみまのしらすところのくに
汝之字志波祁流葦原中国者、我子之所知国ト言依賜とある。(中略) 大国主神には、汝がうしはけると宣ひ、御子の為には、しらすと宣ひたるは、此の二つの言葉の間に雲泥水火の意味の違ったことがあるに相違ない。うしはくといふ言葉は、本居氏の解釈に従って、今の言葉に直して、領するといふことであつて、即欧羅巴人の「ラッキューパイド」と称へ(中略)たる意義と見える。此のうしはくと称へたるは、一の土豪の所作であつて、土地人民を勝手に我が所有財産に取入れ居った所の、大国主神のしわざを画いたものである。正統の皇孫として御国に照し臨み玉ふ所の大御業は、うしはくではない。是をしらすと称へられた。(中略)(ヨーロッパでは……引用者)昔の人は私法と公法との差別を知らず、国と家との別ちを知らず、一家の財産相続法を以て国土の相続に混雑したるものといつた。(中略)欧羅巴の人が二百年前に辛うじて發明したる公法・私法の差別は、御国には大昔より明かに定つて居る。

井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五

2. 井上毅「土地所有考」(明治16年4月)

抑人民ニ土地所有權ヲ与フルカタメニ、天皇ノ国土ヲ管領シ玉フ大權ニ於テ毫モ損スル所ナキハ、我国ノ文献ニ於テ〇明カナルノミナラス、理論ヲ以テスルモ、外国ノ例ニ拠ルモ、又万国公法ノ例ニ依ルモ、決シテ争フ可ラザルノ事タリ。(中略)此權(国土管領權—引用者)ハ実ニ国法上ノ權ナレハ、[決シテ]私法ニ属スル者ニ非ス、(中略)蓋シ最上所有權トハ、即チ臣民ノ所有權ノ上ニ立ツ所ノ最上權ニシテ、此最上所有權ハ現在政府ニ属スル—公權タリ。

『井上毅伝』史料篇第一

3. 井上毅「初稿」(憲法案)に関する稲田正次『明治憲法成立史』下の解説

初稿第一章皇室、第一条を「日本帝国ハ万世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」とし

たのが、井上の最も苦心の存するところ……（中略）第一条の「治ス云々」は二十年八月の夏島修正案以後、「統治ス」と改められたが、その説明はその後も大体においては変えられることはなかったのである。

稲田正次『明治憲法成立史』下

4. 「大日本帝国憲法義解」憲法第一条解説

所謂「シラス」トハ即チ統治ノ義ニ外ナラス。蓋祖宗ノ天職ヲ重ンシ、君主ノ徳ハ八洲臣民ヲ統治スルニ在テ、一人一家ニ享奉スル私事ニ非サルコトヲ示サレタリ。此レ乃憲法ノ拠テ以テ其ノ基礎ト為ス所ナリ。

小松緑『伊藤公全集』第一巻

(参考)

憲法発布の「^{こうぶん}告文」にも「皇祖皇宗ノ後裔ニ^{のこ}貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス」とある。

5. 井上毅「内務部提出案ニ異議ヲ表ス」（「皇室財産意見案」）

今コトサラニ官有地ノ外ニ別ニ皇有地或ハ御有地ノ名義ヲ設クル時ハ、従前ノ官有地ハ何人ノ所有トナル哉。官トハ国民公共ノ異名ナル哉。皇ト官トハ判然區別スヘキモノトスル哉。土地ニ於テ既ニ皇ト官トニ分スル時ハ、政体ニ於テモ亦、帝室ト政府トヲ區別シ、判然両体トナサハルコトヲ得サルヘシ。（中略）此度皇有地ノ件ハ、実ニ憲法上ニ重大ノ關係アルモノナレハ、願クハ精又精ヲ加ヘラレ、以テ異日不可追ノ悔ヲ遺スコト無カラシムコトヲ。

『井上毅伝』史料篇第一

6. 井上毅「神祇院設立意見」（山県有朋首相宛。明治23年10月10日）

君主ハ國務ノ首長タルノミナラス、又社会ノ師表タリ。而シテ國務ノ事ハ之ヲ政府ニ任シ、社会ノ事ハ礼典慈善ノ事ノ類王家自ラ之ヲ^{しょうり}變理（やわらげおさめるの意……引用者）ス。礼典ハ宜ク王家ノ内事ニ属スヘクシテ之ヲ國務ニ混スヘカラズ。

『井上毅伝』史料篇第二

7. 井上毅「教育勅語ニ付総理大臣山縣伯へ与フル意見」（明治23年6月）

此勅語ハ他ノ普通ノ政事上ノ勅語ト同様一例ナルベカラズ。（中略）今日ノ立

憲政体ノ主義ニ従ヘハ、君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ。(割注略) 今、勅諭ヲ発シテ教育ノ方嚮ヲ示サルハ、政事上ノ命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルヘカラス。 『井上毅伝』史料篇第二

8. 内務省神社局「国体論史」の日清戦争後に関する記述

数年前に於て国粹論者が、我上古の制必ずしも西洋の代議制に矛盾するものにあらずと述べて以て我国粹を弁護せるものと地位相轉換せるものにして、驚くべき変化というべし。 内務省神社局『国体論史』

9. 家秩序的国体論の典型

*高山林次郎(樗牛)「我国体と新版図」(明治30年)

帝国の国土は実に皇祖皇宗の創定し給ひし所、其国民は概ね神孫皇族の末裔にして(中略)一国と一家との比較は殊に我邦に於て其適例を見る。即ち皇室は宗家にして臣民は末族なり。(中略)吾人は信ず、我国体の特性は此君臣一家てふ国民的意識に起源せることを。 『太陽』第三卷第二二号

*井上哲次郎「我国体と家族制度」(明治44年)

我国は其総合家族制度の究極のものにして、其家長が天皇なり。建国以来君臣上下の關係が最も家族的の性質を帯びたるは即ち之なり。(中略)すべて家族制度たるものは家長が中心点を成す。(中略)之が日本の国家全体の上に現はれ来る。(中略)此の皇室を中心とする一国が即ち総合家族制度なり。

内務省神社局『国体論史』

10. 伊藤博文の「皇室=機軸」論(枢密院憲法第一説会(明治21年6月))

我国ノ機軸ハ何ナリヤト云フコトヲ確定セサルヘカラス。機軸ナクシテ政治ヲ人民ノ妄議ニ任ス時ハ、政其統紀ヲ失ヒ、国家亦随テ廢亡ス。(中略)抑歐洲ニ於テハ憲法政治ノ萌芽セルコト千余年、独り人民ノ此制度ニ習熟セルノミナラス、又タ宗教ナル者アリテ之カ機軸ヲ為シ、深ク人心ニ浸潤シテ人心此ニ帰一セリ。然ルニ我国ニ在テハ宗教ナル者、其力微弱ニシテ一モ国家ノ機軸タルヘキモノナシ。(中略)我国ニ在テ機軸トスヘキハ独り皇室ニアルノミ。

『枢密院會議議事録』第一卷

11. 福沢論吉「帝室論」(明治15年)

帝室は政治社外のものなり。(中略) 抑も一国の政治は甚だ殺風景なるものにして、(中略) 畢意形体の秩序を整理するの具にして、人の精神を制するものに非ず。(中略) 我帝室は日本人民の精神を収攬するの中心なり。其功德至大なりと云ふ可し。(中略) 国会の政府より頒布する法令は、其冷なること氷の如く、其情の薄きこと紙の如くなり難も、帝室の恩徳は其甘きこと飴の如くして、人民これを仰げば以て其慍を解く可し。何れも皆政治社外に在るに非ざれば行はる可らざる事なり。(中略) 帝室は直接万機に当らずして万機を統べ給ふ者なり。直接に国民の形体に触れずして其精神を収攬し給ふものなり。(中略) 人生の精神と形体と孰れか重きや。精神は形体の帥なり。

『福沢諭吉全集』第五卷

1 2. 家督相続に関する太政官布告・飾磨県布達

*太政官布告第42号(明治6年1月21日)

今般華士族家督相続の儀に付左の通被相定候條、此旨相達候事。

惣領の男子他へ養子に遣し、(中略) 或は他人にても当主の存寄ぞんじよりを以て相続願出候節は聞届不苦事。

*太政官布告第263号(明治6年7月22日)

家督相続は、必総領の男子たる可し。(中略) 次男三男女子無之者は血統の者を以て相続願出つへし。

*飾磨県布達甲第八十五号(明治八年八月)

明治七年太政官第二十八号を以家督相続は必総領の男子たるへし云々、華士族へ御布告有之候儀は、平民をも之に準拠勿論に候……。

以上、『姫路市史資料叢書 1 飾磨県布達』(姫路市) 一、三、七、八
(変体仮名、片仮名は全て平仮名に、旧字は新字に統一した。)

1 3. 皇位継承および家範に関する「皇室典範」の規程

*大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス。(第1条)

*皇位ハ皇長子ニ伝フ。(第2条)

*皇族ハ天皇之ヲ監督ス。(第35条)

(参考)「皇室典範義解」解説

天皇ハ皇室ノ家父タリ。故ニ皇族ノ^{りん}康俸ハ皇室経費ヨリ給賜シ、皇族各

人ノ結婚又ハ外国ニ旅行スルハ勅許ヲ要シ、父ナキ幼男幼女ノ教育及保護ハ勅命ニ由ル。凡ソ皇族ハ総テ天皇監督ノ下ニ在ルコト家人ノ家父ニ於ケルガ如シ。

* 皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス。(第42条)

* 土地物件ノ世伝御料せいでんごりょうト定メタルモノハ分割譲与スルコトヲ得ス。(第45条)

『伊藤公全集』第一卷

14. 臨時法制審議会(第十八回)での花井卓蔵委員発言(大正14年1月)
上皇室ヨリ下庶民ニ至ル迄、家ニ対スル觀念、親族ニ対スル觀念ト云フモノハ、之ヲ同ジウスルニ於て、醇風美俗ガ保チ得ルモノト信ズルノデアリマス。

『秘 諮問第一号(民法改正) 臨時法制審議会総会議事速記録』

15. 皇太子(後の昭和天皇)洋行後の皇室への期待と宮内省の対応の1事例

* 国民新聞」大正10年6月3日付

東宮殿下の今次御渡欧中各地に於ける平民的な御態度は彼我共に等しく御賞賛申上げつゝある所で、いづれ御帰朝の上は必ず我が皇室と国民の間にも何事か改革が行はれるだらうとは亦等しく期待し奉る所であるが、之が曙光は御消息の度毎に濃厚の度を加へ、御帰朝間もなく宮内省の大改革は益々瞭かになつて来た。

『新聞集録大正史』第九卷

* 『皇室乃光輝』(雑誌「太陽」臨時増刊号 大正11年5月)のあとがき
皇室及皇室御関係の御事を扱ふ上に於いて本誌は在来伝統の形式に囚はれず、努めて我等の実生活に近き新様式、新見解に乗ることにした(のに対し、宮内省は……引用者)大体の趣旨を諒とせられ(中略)格別の便宜を与へ……。

『皇室乃光輝』

16. 皇太子洋行の成功に関する原敬首相の感想(大正10年9月21日)

御帰朝後、我國民の皇太子殿下に対し奉り、衷心より如何にも感動し、将来の御為此上なき事に言及し、(中略)我皇室と国民の間は英国の比にあらざれ共、理屈のみを以て其円満を期するは誤りなり、必ず感情に依らざるべからず。其点より觀察すれば、今回御洋行の御成功は上下融和の上に於て、如何程有効なりしや知るべからず。

『原敬日記』5